法務省矯少第１５１号
平成２７年５月２７日

改正　令和２年１２月２４日法務省矯総第４４４５号

矯正管区長　殿
少年院長　殿
刑事施設の長　殿（鹿児島、沖縄）（参考送付）
少年鑑別所長　殿（参考送付）
矯正研修所長　殿（参考送付）

法務省矯正局長　小　川　新　二
（公　印　省　略）

在院者の外出及び外泊について（通達）

標記について、下記のとおり定め、少年院法（平成２６年法律第５８号。以下「法」という。）の施行の日（平成２７年６月１日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

記

１　外出等を許す者の選定について

少年院の長は、次のいずれにも該当する在院者の中から、法第４５条第１項の規定による外出又は外泊（以下「外出等」という。）を許すものを選定するものとする。

⑴　改善更生の意欲が特に高いと認められること。

⑵　法第３５条第１項の規定による成績の評価が良好であること。

⑶　心身の状況に照らして外出等を許すことが困難であるとは認められないこと。

２　外出等を許す場合等について

⑴　外出等を許す場合として、例えば、次のような場合が考えられること。

ア　出院後の住居を確保するため更生保護施設その他の宿泊場所を供与する者を訪問する必要がある場合

イ　出院後の就業先を確保するため公共職業安定所その他の公的機関を訪問し、若しくは企業等の業務説明会や採用面接に参加する必要がある場合又は雇用関係の調整のため出院後に就職を予定している企業等を訪問する必要がある場合

ウ　出院後の修学の準備のため学校等を訪問し、又は入学試験その他の試験を受験する必要がある場合

エ　その他在院者の円滑な社会復帰を図る上で必要と認める場合

⑵　外出等を許すに当たっては、必要に応じて、在院者の生活環境の調整を実施している保護観察所の長と連携を図ること。

３　外出等に必要な金品について

⑴　外出等を許された在院者には、外出等の際に使用する物品を所持させるほか、外出等の期間中の食事、移動等に現金が必要な場合には、現金を所持させること。

⑵　外出等の際に着用する衣類は、外出等の目的である用務にふさわしいものとすること。

⑶　外出等の際は、特段の事情がある場合を除き、食料品及び飲料並びに嗜好品の自弁を許すものとすること。

４　外出等を円滑に行うための配慮等について

⑴　少年院の長は、外出等を許した在院者に対し、外出等に必要な打合せを行わせるため法第１０６条第１項の規定による電話の使用を許すほか、外出等が円滑に行われるよう、次のような配慮をすること。

ア　必要に応じて、少年院において、外出等に係る訪問先（以下「訪問先」という。）と連絡をとり、用務の内容の説明、訪問時刻等についての打合せを行うこと。

イ　下記（３）に規定する少年院宛ての連絡に利用させるため、在院者に携帯電話を貸与すること。

⑵　少年院の長は、在院者の円滑な社会復帰に資すると認めるときは、外出等を許した在院者の保護者その他相当と認める者に対し、あらかじめ外出等の実施に係る情報を提供し、必要な協力を得るものとすること。

⑶　少年院の長は、外出等を許した在院者に対し、外出等の期間中に適宜少年院に連絡するよう指示するものとすること。

５　特別遵守事項等について

⑴　少年院の長は、外出等を許した在院者に対し、法第４５条第２項において準用する法第４０条第４項の規定により定める特別遵守事項を記載した書面を交付するものとすること。なお、交付に際しては、必要に応じて、その概要を口頭で説明すること。

⑵　外出等を許された在院者についても、外出等の趣旨に反しない限り、法第８４条第１項の遵守事項が適用されることから、上記（１）の書面を交付する際に、その旨を告知するとともに、遵守事項及び特別遵守事項の遵守に関

する誓約書（別紙様式）を提出させること。

6　関係機関の協力について

少年院の長は、他の少年院又は少年鑑別所の長に対し、外出等の円滑な実施に必要な協力を求めることができること。この場合の協力としては、例えば、収容されている少年院への連絡の便宜を図ること、訪問先において予想外の問題が生じた場合に助言又は援助することが考えられること。

7　外出等の中止について

外出等を中止することができる場合としては、例えば、次のような場合が考えられること。

⑴　訪問先の関係者が急用のため不在であることその他の理由により外出等に係る用務を果たすことができない場合

⑵　所持金を紛失し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、その他これに類する事態が発生した場合

⑶　台風、地震等のため、訪問先又は収容されている少年院への交通が途絶するおそれがある場合

8　外出等に要する費用について

法第４７条の規定により外出等に要する費用の全部又は一部を国庫の負担とする場合としては、例えば、次のような場合が考えられること。

⑴　在院者の円滑な社会復帰を図る上で、外出等を許すことに特に意義が認められる場合

⑵　訪問先が遠隔地であり、在院者に費用を全額負担させることにより外出等が事実上困難となる場合

別紙様式

誓　　約　　書

外出（外泊）の実施に当たって、下記の遵守事項を守ることを誓います。

記

1　●●少年院において作成した外出（外泊）に係る計画書により移動すること。

2　●●年●●月●●日●●時までに●●少年院に帰着すること。

3　正当な理由なく、訪問先の関係者が指定する場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。

4　正当な理由なく、犯罪性のある者その他接触することにより矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と接触しないこと。

5　●●少年院の遵守事項に従うこと。

6　（その他当該在院者の外出（外泊）を許すに当たって遵守すべきとされた事項）

年　　月　　日

●●少年院長　殿

在院者氏名

（注１）不要な文字は削除すること。

（注２）必要に応じて振り仮名を付けること。